

蒲郡市緊急通報装置貸与に関する取扱要領

(対象者)

第1条 貸与の対象者は、市内に居住し、かつ次に掲げるいずれかに該当する者で市長が必要と認める者とする。

- (1) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (2) 家庭状況等で常時介護されない身体障害者

(貸与の手続)

第2条 緊急通報装置（以下「装置」という。）の貸与を受けようとする者は、要綱第3条第1項の規定によらず、緊急通報装置貸与申請書（様式第1号）及び承諾書兼誓約書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(協力者の確保)

第3条 装置の貸与を受けようとする者は、緊急時に迅速に状況等を確認し、必要な措置をとることのできる協力者を二人以上確保するものとする。

(消防署との連携)

第4条 緊急時の救援等のため協力者第三番目を消防署とし、装置貸与時に貸与を受けた者（以下「利用者」という。）の住所等を連絡する。（様式第3号）

(協力者の役割等)

第5条 協力者は、利用者から通報があったときは、利用者宅を訪問し、利用者の状況を確認するものとする。

- (1) 協力者は、必要があると認めるときは、救助等適切な処置を取らなければならない。
- (2) 協力者は、利用者世帯について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日以後の申請分から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の緊急通報装置貸与に関する取扱要領の規定による様式第1号から様式第3号までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。